

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

業者名	住所	備考
総合警備保障株式会社	東京都港区元赤坂1-6-6	

2. 指名停止措置期間 令和4年3月7日 ~ 令和4年5月6日（2箇月）

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する建設工事等

4. 事実概要

総合警備保障株式会社の元使用人は、千葉県内において、業務で訪れた同社管理の現金自動預払機(ATM)6カ所から、現金計9,598万円を盗んだとして、令和4年1月5日、千葉県警に窃盗の疑いで逮捕された。

5. 指名停止理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第2条第1項及び別表第2第9号に該当する。

<笠間市建設工事請負業者指名停止等規程 別表第2>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 9 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市工事等に相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1箇月以上9箇月以内

問い合わせ先

笠間市役所総務部財政課契約検査室

笠間市中央3-2-1

電話 0296-77-1101(内線219, 220)